

# 2022 年度 奨学金募集要項

公益財団法人 隈科学技術・文化振興会

## 1. 趣 旨

公益財団法人 隈科学技術・文化振興会（以下、財団という）は、福岡県内に本部を置く大学院に在学し、科学技術に関する分野を専攻、研究している者のうち、有為な者であるにもかかわらず経済的理由により修学が困難な者に対し奨学援助を行うことをもって、科学技術に関する知見を深め、学術研究の振興に寄与することを目的とします。

## 2. 特 徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は給付とし、原則として返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については本人の自由とします。

## 3. 奨学生の応募資格

福岡県内に本部を置く大学院に在学している者であって、かつ科学技術に関する分野を専攻、研究している者のうち、経済的に学業の継続が困難で学業・人格ともに優れた者と認められる者。

また、過去に財団の奨学生となった者も応募資格を有します。

## 4. 採用人数

15 名程度（採用対象者は原則として修士課程 12 名、博士後期課程 3 名とする。）

※但し、奨学金選考基準書に準じて選考をした結果、上記内訳人数が変更となる可能性があります。

## 5. 奨学金の額と給与の方法

- (1) 給与金額 修士課程月額 10 千円、博士後期課程月額 20 千円
- (2) 給与の期間 修士課程 2 年間、博士後期課程 3 年間を限度とする
- (3) 給与の方法 奨学金は 6 カ月毎の一定日に交付するものとします。（本人名義の銀行等の預金口座に入金します。）

注：給与に当たっては、4 月分から遡って、支給します。

## 6. 奨学金の休止又は廃止事由

- (1) 休学し、又は長期にわたって欠席したとき

- (2) 学業又は性行などの状況により、指導上必要があると認めるとき
- (3) 退学したとき
- (4) 傷い、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- (5) 学業成績又は性行が不良となったとき
- (6) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (7) 在学で処分を受け、学籍を失ったとき
- (8) その他奨学生としての資格を失ったとき
- (9) 前各号の他、奨学生として適当でない事実があったとき

## 7. 手 続

- (1) 必要書類 (奨学生本人)

ア 奨学金願書 サイズ A 3

イ 指導教員等の推薦書

ウ 学業成績証明書 (大学時の成績)

エ 在学証明書

オ 前年度の主たる家計支持者 (父母がいる場合は父母双方、父母がいずれかの場合はその片方、父母がいない場合は家計を支えている者) の収入の証明ができるもの

- ・ 会社員、パート・・・源泉徴収票 (コピー可)
- ・ 自営業・・・確定申告書 (コピー可) と収入を証明できるもの (課税証明等)
- ・ その他 (年金収入等)・・・収入を証明できるもの (課税証明等)

但し、留学生の場合は支持者の所得ではなく、家計支持者からの仕送り金額が確認できる資料とする。

カ 住民票の写し (家計を支えている世帯全員の記載があるもの)

キ 他の奨学金を受けている場合、その支給元、支給期間、支給金額、返済の可否等を証する書面又はその写し

ク 振込口座の通帳カラーコピー サイズ A 4 (口座情報のわかる部分のみ)

※コピーが見えにくいことが多々ありますので、大学事務側で銀行名・支店名・預金種類・口座番号・口座名義に下線を引いてご提出下さい。特に留学生の振込口座名義は、アルファベットもしくはカタカナかを明確にして下さい。

- (2) 提出方法 各大学院で指定する学内の窓口経由で上記資料の原本と他に奨学生本人書類のア～クの写しを 1 セット同封の上、財団宛に郵送してください。

なお、応募者が複数名いる場合は必ず学内で優先順位を付してください。優先順位を決める際は、当財団の別紙「奨学生選考基準書」を参考にして下さい。

- (3) 財団への提出期限 2022 年 6 月 30 日

- (4) 財団の奨学金受付窓口〒811-3134 福岡県古賀市青柳 3108 番地 3

公益財団法人 隈科学技術・文化振興会 事務局

連絡先:内田 t-uchida@seibu-giken.co.jp

平川 hirakawa@seibu-giken.co.jp

ご質問がある場合は、メールでお問い合わせください。

#### 8. 奨学生の決定

- (1) 奨学生の決定は、財団の奨学生選考委員会の選考を経て代表理事が行い、その結果を7月下旬から8月上旬に学内の窓口宛へ郵送でご連絡する予定です。
- (2) 選考の経過及び決定の理由は公表致しません。
- (3) 選考基準については別紙「奨学生選考基準書」をご参照願います。

#### 9. 奨学生の義務

特になし。

以上